

大分類 B - 林業

総 説

この大分類には、山林用苗木の育成・植栽・林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。

昆虫類、ヘビなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

中分類 02 - 林 業

総 説

この中分類には、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。

昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

021 育 林 業
0211 育 林 業

将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。

○私有林経営業：地方公共団体（財産区を含む）の経営する山林の事業所；営林局；営林支局；営林署；生産森林組合等の育林を主とする協業体；漆樹栽培業；竹林業（たけのこ栽培を除く）；薪炭林経営業；桐栽培業；油桐栽培業；足場丸太林経営業；パルプ材育林業；まくら木育林業

×林野庁〔9731〕；林業試験場〔9313〕；大学演習林〔914〕；たけのこ栽培農業〔0131〕

022 製薪業、木炭製造業

0221 製 薪 業

直営による薪の切出製造を行う事業所をいう。

○薪伐出製造業

×薪請負製造業〔0243〕

0222 木 炭 製 造 業

主として木炭を製造する事業所をいう。

ただし、他人に雇わされて木炭を製造する焼子は事業所としな

い。

○炭焼業(焼子を除く)；製炭会社；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業

×炭焼請負業〔0243〕；炭貿易業〔0243〕

023 素材生産業

0231 素材生産業

立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。

○一般材生産業；パルプ材生産業；坑木生産業；くい丸太生産業；電柱用材生産業；足場丸太生産業

×貨物自動車運送業〔421〕；製材業〔1611〕

024 林業サービス業

0241 育林サービス業

主として請負によって造林、保育、保護を行う事業所をいう。

○育林請負業；植林請負業

0242 素材生産サービス業

主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所をいう。

○素材生産請負業；木材伐出請負業；伐木運材請負業；共同貯木場(森林組合、同連合会の経営によるもの)

0243 製薪炭サービス業

主として請負によって製薪炭を行う事業所をいう。

○薪請負製造業；炭焼請負業；炭貿易業

0244 山林種苗生産サービス業

主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う

事業所をいう。

○山林用種苗生産請負業

029 その他林業

0291 狩 猎 業

主として狩猟、わなかけなどを行う事業所をいう。

毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲、害鳥獣の捕獲又は昆虫類、
へびなどの採捕を主な業務とする事業所も本分類に含まれる。

○狩猟業；わなかけ業；獵師業；昆虫類採捕業；へび採捕業

0299 他に分類されない林業

他に分類されない林業を営む事業所をいう。

本分類には森林内における樹脂・樹皮の採集、きのこ採集、
堅果、果実などの採集が含まれ、山林種苗業も含まれる。

○松やに採取業；うるし採取業；うるしかき業；松根うるし採取業（森林内で
行う松根油蒸留を含む）；杉皮採取業；しゅろ皮はぎ業；天然きのこ採取業；
とうずる採取業；あけびつる採取業；樹皮採取業；松たけ採取業；林内種実採
取業；粗製しようのう採取業；コルク皮採取業；野草採取業（薬草、山菜など）；
造林用種苗業；山番業；ささ採取業；そだ採取業；竹皮採取業；かや採
取業；しば（柴）採取業；ふし（五倍子）採取業；松葉採取業